

利用上の注意事項

- (1) 車両引渡時には、免許証の提示が必要となります。
- (2) モニター期間中の自家用車及びモニター車の保管場所は利用者にて確保してください。
- (3) 試乗モニターに使用する車両は、静岡トヨタ自動車にて任意保険に加入することとし、事故等により、運転者、車両または第三者に損害が生じた場合、加入保険の補償範囲を超える損害については、事故当事者が賠償責任を負います。

※モニター期間中に、事故等が生じた場合は、下記連絡先に連絡してください。

- (4) モニター期間中の燃料については、利用者が負担するものとし、返却前に満充填してください。なお、充填場所は、水素ステーション静岡（静岡市駿河区曲金）とし、水素充填に係る費用の支払いはクレジットカードでの支払いとなりますので、御注意ください。
- (5) モニター期間中に高速自動車道、有料道路もしくは有料駐車場を利用する場合は、利用者にて御負担ください。
- (6) アンケートに記載された内容は、今後の燃料電池自動車の普及促進事業に活用させていただく場合がございます。
- (7) モニター期間は最長 8 日間とし、必ず期間内に返却してください。

○個人情報の取扱いについて

- ・本事業で得た個人情報は、利用者の同意なく、目的外の利用は行いません。

○連絡先

- ・**試乗モニター制度、車両の引渡し、返却に関するお問い合わせはこちらへ**

静岡市 環境局 G X 推進課 政策係

TEL : 054-221-1611 FAX : 054-221-1492

・緊急連絡先

① 事件、事故が発生した場合について

- ・東京海上日動火災保険株式会社 事故受付センター

TEL : 0120-119-110

- ・静岡市 環境局 G X 推進課 政策係

TEL : 054-221-1611 FAX : 054-221-1492

② 車両本体の故障・トラブルについて

- ・静岡トヨタ自動車株式会社 営業企画課

TEL : 054-264-7060 FAX : 054-264-7102